

# 令和6年8月サービス利用分から 介護保険施設における負担限度額が変わります

○介護保険施設(特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院)やショートステイを利用する方の食費・居住費については、低所得者への助成(補足給付)を行っています。

## 【変更内容】

居住費の負担限度額が引き上げられます(食費の負担限度額は変更ありません。)。詳細は下記の表「負担限度額適用表(1日あたり)(令和6年8月から)」をご確認ください。

### ●負担限度額適用表(1日あたり)(令和6年7月まで)

利用者負担段階	収入等の要件	資産要件	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室(※4)	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員(※1)が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者	預貯金等の合計が、 ・単身で1,000万円以下 ・夫婦で2,000万円以下	820円	490円	490円 (320円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)・十年金収入金額の合計が80万円以下	預貯金等の合計が、 ・単身で650万円以下 ・夫婦で1,650万円以下(※3)	820円	490円	490円 (420円)	370円	390円	600円
第3段階①	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)・十年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	預貯金等の合計が、 ・単身で550万円以下 ・夫婦で1,550万円以下(※3)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	650円	1,000円
第3段階②	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)・十年金収入金額の合計が120万円超	預貯金等の合計が、 ・単身で500万円以下 ・夫婦で1,500万円以下(※3)	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)	370円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人		施設との契約により設定されます。なお、所得の低い人に特定入所者介護サービス費を給付する場合に基準となる平均的な費用額【基準費用額】は下記のとおりです。					
			2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)	377円 (855円)	1,445円	1,445円

### ●負担限度額適用表(1日あたり)(令和6年8月から)

利用者負担段階	収入等の要件	資産要件	居住費(滞在費)				食費	
			ユニット型 個室	ユニット型 個室の多床室	従来型 個室(※4)	多床室	施設 サービス	短期入所 サービス
第1段階	●生活保護受給者 ●世帯全員(※1)が市民税非課税で、老齢福祉年金受給者	預貯金等の合計が、 ・単身で1,000万円以下 ・夫婦で2,000万円以下	880円	550円	550円 (380円)	0円	300円	300円
第2段階	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)・十年金収入金額の合計が80万円以下	預貯金等の合計が、 ・単身で650万円以下 ・夫婦で1,650万円以下(※3)	880円	550円	550円 (480円)	430円	390円	600円
第3段階①	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)・十年金収入金額の合計が80万円超120万円以下	預貯金等の合計が、 ・単身で550万円以下 ・夫婦で1,550万円以下(※3)	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	650円	1,000円
第3段階②	世帯全員(※1)が市民税非課税で、本人のその他の合計所得金額(※2)・十年金収入金額の合計が120万円超	預貯金等の合計が、 ・単身で500万円以下 ・夫婦で1,500万円以下(※3)	1,370円	1,370円	1,370円 (880円)	430円	1,360円	1,300円
第4段階	上記以外の人		施設との契約により設定されます。なお、所得の低い人に特定入所者介護サービス費を給付する場合に基準となる平均的な費用額【基準費用額】は下記のとおりです。					
			2,066円	1,728円	1,728円 (1,231円)	437円 (915円)	1,445円	1,445円

表中の(※)注書きについては、次頁を確認ください。

## 前頁、表中の(※)注書きについて

- ※1 別世帯の配偶者を含む。
- ※2 公的年金に係る雑所得及び長期・短期譲渡所得に係る特別控除額を控除した額。さらに、令和3年8月から、平成30年度の税制改正が影響しないようにするため、給与所得は、給与所得と年金所得の双方を有する方に対する所得金額調整控除前の給与所得から10万円を控除した額(控除後の額が0円を下回る場合は0円)を用いる。
- ※3 40歳以上65歳未満の人は、単身で1,000万円以下、夫婦で2,000万円以下
- ※4 下段の( )内の金額は、特別養護老人ホームと短期入所生活介護を利用した場合の金額。